

計画策定の趣旨

●計画策定の背景と趣旨

成年後見制度が十分に活用されていない状況を改善するため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村においても、国の計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされた。

また、成年後見制度利用促進の体制整備のためのガイドラインとして、成年後見制度利用促進体制整備委員会により、平成30年3月に「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」が策定された。

国の基本計画の理念を佐倉市において具体化し、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐倉市成年後見制度利用促進基本計画を策定するものである。

●計画の位置付け

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条に基づく法定計画。
佐倉市総合計画や地域福祉計画、高齢者福祉・介護計画、障害福祉計画など、他の個別計画との整合を図る。

●計画期間

令和2年4月1日～令和6年3月31日 4年間

策定に向けた現状分析

- 成年後見制度に関する市民意識調査
- 当事者団体等からの意見聴取
- 金融機関向けアンケートの実施

計画の構成のイメージ

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について	
1	計画策定の意義
2	計画の位置づけ
3	計画策定のための取組及び体制
第2章 成年後見制度利用に関する現状	
1	国の現状
2	佐倉市の現状
第3章 市における近年の取組等	
1	佐倉市成年後見支援センター設置
2	市民後見人養成講座、実践演習及びスキルアップ研修実施
3	成年後見制度利用促進基本計画の具体化に向けた意見交換会開催
4	佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則の制定等による、成年後見制度利用費用助成範囲の拡大
5	市民後見人誕生
6	成年後見に関する実態調査実施
7	成年後見制度利用促進に関する検討会開催
第4章 佐倉市における課題	
1	成年後見制度の認知度不足
2	後見人の支援体制の不足
3	後見人不足
4	中核機関、地域連携ネットワーク未整備
第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取り組み	
1	佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針 (補足) 計画で使用する用語等説明
2	基本目標 (1) 基本目標1 成年後見制度の広報・啓発の強化 (2) 基本目標2 相談機能の強化・後見人等支援 (3) 基本目標3 後見人養成等
3	計画の推進と評価
資料	

計画の基本的な考え方

●基本方針

平成25年4月より設置した「佐倉市成年後見支援センター」の実績とこれまでの経緯を活かし、更なる体制整備を進め、認知症・知的障害その他精神上の障害等により財産管理や日常生活等に支障のある方へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指す。

このため、従来の連携体制をより発展させた「地域連携ネットワーク」の構築を図るべく、「佐倉市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークの軸となる「中核機関」と位置づけ、体制の整備や機能強化を図る。

基本目標1 成年後見制度の広報・啓発の強化

正しい情報の周知、啓発と、新たな手法の検討を進める。
また、地域連携ネットワーク構成員や市民向けの研修会等を開催し、相談窓口の周知も図る。

基本目標2 相談機能の強化・後見人等支援

認知症等で自身の財産管理や日常生活等に支障のある方を発見し、成年後見制度を含む必要なサービスや制度の利用開始まで、また、制度等利用を開始した後の支援でも、多様な職種から助言を得られる場を確保するなど、サポート体制づくりを進める。
併せて、後見人等が情報共有や相談できる場の確保に努め、後見人等を支える体制を整備する。

基本目標3 後見人等養成

市民後見人養成講座の開催等により、成年後見人等の担い手の育成、活用のための体制整備にむけ検討を進める。
市民向け研修会の開催等により、成年後見人等の担い手の創出に努める。

令和元年度のスケジュール

- 4月上旬頃 裁判所、士業団体等への成年後見制度に関する実態調査実施
- 6月7日 第1回 成年後見制度利用促進に関する検討会
〔議題〕 1. 今後のスケジュールについて
2. 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（骨子）について
3. 当事者団体からのご意見等について
(1) 認知症の人と家族の会 千葉県支部
(2) 佐倉市手をつなぐ育成会
(3) 佐倉市精神障害者家族会 かぶらぎ会
- 8月23日（予定）第2回 成年後見制度利用促進に関する検討会
〔議題〕 1. 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（素案・案）について
2. その他
- 11月上旬頃 第3回 成年後見制度利用促進に関する検討会
〔議題〕 1. 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
2. その他
- 12月下旬頃 意見公募実施
- 2月下旬頃 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画確定
- 翌年度4月 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画公表